

## 狭山市指定介護サービス事業者に係る指導及び監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、指定介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対し、介護保険事業の健全かつ円滑な運営のために狭山市が行う指導及び監査について必要な事項を定める。

(指導及び監査の対象)

第2条 指導及び監査の対象は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 指定地域密着型サービス事業者
- (2) 指定居宅介護支援事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定介護予防支援事業者
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者
- (6) 都道府県知事が指定する介護サービス事業者

(指導及び監査方針)

第3条 事業者の指導は、関係法令に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）又は法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

2 事業者の監査は、関係法令に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬又は第1号事業支給費の請求等について、不正、著しい不当な事項がある場合又はその疑いがある場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

3 事業者に対する指導及び監査にあたっては、当該年度における指導及び監査方針を定め、あらかじめ事業者にも周知するものとする。

(指導形態)

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。また、オンライン等（ホームページへの資料の掲載、説明動画の配信、オンライン会議システムの利用等）を活用した実施も可能とする。なお、集団指導を実施した場合には、必要に応じて埼玉県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行うものとする。

(2) 運営指導

次のア、イ、ウの内容について、事業者の事業所において実地により

行う。また、運営指導は、狭山市が単独で行う「一般指導」及び狭山市が厚生労働省又は都道府県と行う「合同指導」並びに他市町村との合同による運営指導のいずれかの方法により行う。なお、ア、イ、ウの実施については、効果的な実施の観点から、それぞれ分割して行うことができる。

ア 介護サービスの実施状況指導

イ 最低基準等運営体制指導

ウ 報酬請求指導

(実施方法)

第5条 指導の実施方法は、別表のとおりとする。

(集団指導)

第6条 第4条(1)に規定する集団指導は、次のとおり行う。

(1) 指導通知

指導対象となる事業者を選定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該事業所に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席した事業者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(運営指導)

第7条 第4条(2)に規定する運営指導は、次のとおり行う。

(1) 指導通知

指導対象となる事業者を選定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該事業者に通ずる。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類

カ その他必要な事項

(2) 指導方法

ア 運営指導は、「介護保険施設等運営指導マニュアル(令和4年3月31日付老発0331第7号厚生労働省老健局長通知別添)」等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者から面談方式で事業運営の状況等を聴取するとともに施設を巡視する。なお、第4条(2)イ、ウについては、

オンライン会議システム等を活用することができる。

イ 運営指導にあたっては、当該事業所の責任者等に対し理解と協力を得るため、あらかじめ、その趣旨を説明する。

(3) 結果の講評

運営指導の終了後、当該事業所の責任者等に対し、運営指導の結果について講評する。

(4) 指導結果の通知等

ア 運営指導の結果については、当該事業所に文書をもって通知する。

イ 文書による改善指導事項については、所定の期日までに、その改善状況の報告を求める。

ウ 文書による改善指導事項に対する回答に疑義又は改善が不十分と認められるときは、再度の運営指導その他必要な指導を行う。

(監査の実施)

第8条 監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。また、運営指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められた通報

エ 連合会、保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導において確認した情報

運営指導を行った事業者について確認した指定基準違反等

(指導拒否への対応)

第9条 正当な理由がなく運営指導を拒否した場合は、監査を行う。

(情報の開示等)

第10条 指導結果の通知及び改善報告書の内容について、必要に応じて埼玉県及び厚生労働省へ情報の提供を行うとともに、利用者保護の観点から、できる限り情報の開示に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の狭山市指定地域密着型サービス事業者に係る指導並びに監査実施要綱の規定は平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

別表（第5条関係）

サービスの種別（介護予防含む）	指導実施方法
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	年1回集団指導を実施 必要に応じ運営指導を実施
居宅介護支援	年1回集団指導を実施 必要に応じ運営指導を実施
介護予防支援	年1回集団指導を実施 必要に応じ運営指導を実施
介護予防・日常生活支援総合事業	年1回集団指導を実施 必要に応じ運営指導を実施
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護福祉施設サービス 介護保険施設サービス 介護療養施設サービス 住宅改修	必要に応じ運営指導を実施